

近畿地方所有者不明土地連携協議会 活動報告

1. 『所有者不明土地に関するセミナー ～その土地が所有者不明土地だったら?～』を開催!

12月6日(金)13:30から国民会館武藤記念ホールにおいて所有者不明土地に関するセミナーを開催しました。

本セミナーは所有者不明土地法の円滑な施行に向け、地方公共団体を支援するため近畿地方所有者不明土地連携協議会が開催しました。府県・政令市・市町村の職員と士業団体から180名の参加をいただきました。

◆【開会挨拶】

近畿地方所有者不明土地連携協議会座長
(近畿地方整備局用地部長)



◆【説明】『所有者不明土地法の概要

と協議会活動報告』

近畿地方所有者不明土地連携協議会事務局

◆【基調講演】『都市のスポンジ化と所有者不明土地』

首都大学東京 都市環境学部 教授 饗庭 伸

人口減少時代にスポンジ化する都市空間を豊かな住宅地にするためには、地域にとって価値がある所有者不明の空き地の価値を見出す必要がある。マスタープランや住民WSを活用し、空き地の利用方法として公共収用や地域福利増進事業の検討も

◆【講演】『所有者不明土地処理の実務と注意点』

弁護士法人 興和法律事務所 弁護士 岩本安昭

実際に関わっている事案を参考に所有者不明土地についての権利者探索の方法について説明。さらに、表題部所有者不明土地、時効取得、相続放棄の土地、解散法人、記名共有地など所有者不明土地の取得方法について説明

◆【パネルディスカッション】

『空き地・所有者不明土地等がまちづくりに与える「影響と課題』

コーディネーター 饗庭 伸(首都大学東京 教授)

パネラー 岩本安昭(弁護士・大阪弁護士会所属)

パネラー 浜田有司
(神戸市都市局歴史的建築物・空家空地対策担当部長)

パネラー 山口 修
(高槻市都市創造部道路課副主幹用地チームリーダー)

高槻市の所有者不明土地の収用に至るまでの権利者探索の事例及び神戸市の密集市街地での空き地の活用事例等から空き地・所有者不明土地がまちづくりに与える影響と地域福利増進事業による所有者不明土地の利活用の可能性について議論



2. 管内（2府5県）で講習会を開催！

10月初旬から11月下旬にかけて管内2府5県において講習会を開催しました。合計で431名が受講しました。

【講習会のプログラム】

- 1) 所有者不明探索の方法や所有者不明の場合の解決方法
- 2) 長期相続登記等未了土地の解消等の取り組み情報並びに所有者不明土地問題の解決に向けた国の取り組み
- 3) 協議会事務局による相談会

◆福井県 10月29日 南条文化会館

1) 伊藤・野条法律事務所 弁護士 野条泰永

◆滋賀県 10月23日 滋賀大津合同庁舎

1) せせらぎ法律事務所 弁護士 竹下育男

2) 大津地方法務局 登記部門

統括登記官 森田 聡

◆京都府 10月8日 京都府職員福利厚生センター

1) あしだ総合法律事務所 弁護士 四方 奨

2) 京都地方法務局 不動産登記部門

統括登記官 小林圭介

◆大阪府 11月19日 大阪府庁新別館南館

1) 入江寛法律事務所 弁護士 入江 寛

2) 大阪法務局 民事行政部 不動産登記部門

統括登記官 中山貴之

◆兵庫県 10月4日 兵庫県庁西館

1) 判治法律事務所 弁護士 判治裕介

2) 神戸地方法務局 不動産登記部門」

統括登記官 野内伸晃

◆奈良県 10月25日 奈良県社会福祉総合センター

1) アクト大阪法律事務所 弁護士 平井信二

2) 奈良地方法務局 登記部門

統括登記官 北原英樹

◆和歌山県 11月21日 和歌山県庁北別館

1) 久保井総合法律事務所 弁護士 上田 純

2) 和歌山地方法務局 登記部門

統括登記官 大野温子

統括表示登記専門官 大谷邦彦



お問い合わせ

近畿地方所有者不明土地連携協議会 事務局
(近畿地方整備局 用地部 用地企画課)

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44
大阪合同庁舎1号館

☎ 06 (6942) 1141 (代)

E-mail kkr-syouchi@mlit.go.jp